



# 山形県公報

平成16年7月27日(火)  
第1562号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                     |                     |     |
|---------------------|---------------------|-----|
| 土地改良区の役員の退任の届出..... | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... | 868 |
| 土地改良区の役員の就任の届出..... | ( 同 ) ...           | 同   |
| 道路の位置の指定.....       | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...   | 869 |
| 自転車歩行者専用道路の指定.....  | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... | 同   |
| 道路の区域の決定.....       | ( 同 ) ...           | 同   |
| 道路の区域の変更.....       | ( 同 ) ...           | 870 |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 871 |
| 一般国道の供用の開始.....     | ( 同 ) ...           | 同   |
| 県道の供用の開始.....       | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 872 |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同 .....             | ( 同 ) ...           | 同   |
| 県証紙売りさばき業務の廃止.....  | ( 出 納 局 ) ...       | 同   |
| 県証紙売りさばき人の指定.....   | ( 同 ) ...           | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 政治団体の設立.....        | 873 |
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 政治団体の解散.....        | 同   |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....  | 874 |
| 同 .....             | 875 |
| 資金管理団体の指定の取消.....   | 876 |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 877 |

### 公 告

|                   |                        |     |
|-------------------|------------------------|-----|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...      | 同   |
| 同 .....           | ( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 ) ... | 879 |
| 同 .....           | ( 庄内総合支庁建築課 ) ...      | 881 |

## 告 示

## 山形県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 川 田 敏 治   | 山形市柳原71      |
| 同        | 小 関 政 悦   | 同 吉原67       |
| 同        | 桜 井 庄 一 郎 | 同 20         |
| 同        | 安 孫 子 幹 夫 | 同 37         |
| 同        | 桜 井 光 男   | 同 南館127 - 1  |
| 同        | 神 尾 勝 則   | 同 三ッ江36 - 3  |
| 同        | 平 尾 亨     | 同 吉原61       |
| 同        | 菊 地 弘 幸   | 同 1 - 3 - 15 |
| 同        | 山 口 忠 博   | 同 前明石60      |
| 監 事      | 平 尾 喜 代 春 | 同 吉原27       |
| 同        | 高 橋 吉 太 郎 | 同 南二番町7      |
| 同        | 山 口 民 夫   | 同 前明石137     |

## 山形県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所     |
|----------|-----------|---------|
| 理 事      | 川 田 敏 治   | 山形市柳原71 |
| 同        | 小 関 政 悦   | 同 吉原67  |
| 同        | 桜 井 庄 一 郎 | 同 20    |

|    |        |   |            |
|----|--------|---|------------|
| 同  | 安孫子 幹夫 | 同 | 37         |
| 同  | 桜井 光男  | 同 | 南館127 - 1  |
| 同  | 神尾 勝則  | 同 | 三ッ江36 - 3  |
| 同  | 平尾 亨   | 同 | 吉原61       |
| 同  | 菊地 弘幸  | 同 | 1 - 3 - 15 |
| 同  | 山口 忠博  | 同 | 前明石60      |
| 監事 | 平尾 喜代春 | 同 | 吉原27       |
| 同  | 高橋 吉太郎 | 同 | 南二番町7      |
| 同  | 山口 民夫  | 同 | 前明石137     |

## 山形県告示第773号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定の番号 私有置総建第258号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字一本柳字田中86 - 2
- 3 道路の状況 幅員6.0メートル、延長84.64メートル  
幅員6.0メートル、延長12.11メートル
- 4 指定年月日 平成16年7月16日

## 山形県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 立川鶴岡自転車道線
- 2 指定する道路の区間 東田川郡羽黒町大字市野山字山王林147番3から  
鶴岡市伊勢原町1番1まで
- 3 指定する期日 平成16年7月27日

## 山形県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 立川鶴岡自転車道線  
3 敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 敷地の幅員                | 延 長           |
|-----------------------------------------|----------------------|---------------|
| 東田川郡羽黒町大字市野山字山王林147番3から<br>鶴岡市伊勢原町1番1まで | 29.4メートル<br>と<br>3.0 | メートル<br>8,633 |

## 山形県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 345号  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|-------------------------------|------|---------------------|------------|
| 西田川郡温海町大字関川字下山68番1から<br>同 上まで | 旧    | 7.4メートル<br>と<br>5.0 | メートル<br>24 |
| 同 上                           | 新    | 7.4メートル<br>と<br>5.6 | 同 上        |

## 山形県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 三瀬水沢線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市大字三瀬字堅田96番から<br>同 2番3まで | 旧    | 8.7メートル<br>と<br>6.7  | メートル<br>219 |
| 同 上                        | 新    | 22.4メートル<br>と<br>7.8 | 同 上         |

## 山形県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 余目温海線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長     |
|----------------------------|--------|------|----------------------|--------|
| 東田川郡櫛引町大字黒川字小在家119番から<br>同 | 127番まで | 旧    | 12.0メートル<br>と<br>6.8 | 10メートル |
| 同                          | 上      | 新    | 12.0メートル<br>と<br>6.8 | 同上     |

## 山形県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長     |
|-------------------------|--------|------|-----------------------|--------|
| 鶴岡市大字辻興屋字三丁場28番1から<br>同 | 23番4まで | 旧    | 34.0メートル<br>と<br>24.0 | 45メートル |
| 同                       | 上      | 新    | 34.0メートル<br>と<br>24.0 | 同上     |

## 山形県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 西田川郡温海町大字関川字下山68番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月27日

## 山形県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 立川鶴岡自転車道線
- 2 供用開始の区間 東田川郡羽黒町大字市野山字山王林147番3から  
鶴岡市伊勢原町1番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月27日

山形県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字三瀬字堅田96番から  
同 2番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月27日

山形県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 東田川郡榑引町大字黒川字小在家119番から  
同 127番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月27日

山形県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年7月27日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字辻興屋字三丁場28番1から  
同 23番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年7月27日

山形県告示第785号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名称及び代表者氏名                | 所 在 地         | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日  |
|--------------------------|---------------|---------------|------------|
| 天童市身体障害者福祉協会<br>会長 菱沼 義弘 | 天童市老野森一丁目1番1号 | 天童市老野森一丁目1番1号 | 平成16. 7.21 |

山形県告示第786号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 氏 名     | 住 所             | 売りさばき所の所在地    | 指 定 年 月 日   |
|---------|-----------------|---------------|-------------|
| 矢 萩 武 昭 | 天童市大字老野森414番地の1 | 天童市老野森一丁目1番1号 | 平成16. 7. 21 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年7月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日           |
|-----------|---------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 岸宏一飯豊町後援会 | 寺 嶋 清 助 | 菅 野 富 士 雄          | 西置賜郡飯豊町大字中116 - 1 | 平成<br>16. 6. 16 |

山形県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年7月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

政 党

| 政治団体の名称    | 異 動 事 項   | 内 容   |         | 届出年月日          |
|------------|-----------|-------|---------|----------------|
|            |           | 新     | 旧       |                |
| 自由民主党小国町支部 | 会 計 責 任 者 | 山 口 馨 | 遠 藤 洋 一 | 平成<br>16. 6. 7 |

山形県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年7月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 斎藤たけし後援会      | 解 散          | 平成16. 6. 25   |

## 山形県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年7月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                                  | 斎藤たけし後援会 |
|------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 16. 3.12 |
| 収入総額                                     | 21,280   |
| 前年繰越額                                    | 680      |
| 本年収入額                                    | 20,600   |
| 支出総額                                     | 21,280   |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 20,600   |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          | 20,600   |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 21,280   |
| 組織活動費                                    | 21,280   |
| 選挙関係費                                    |          |
| 事業費                                      | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |



斎藤たけし後援会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金額

住所・所在地

斎藤武司

20,600円

上山市

山形県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年7月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                                  | 斎藤たけし後援会 |
|------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 16. 6.25 |
| 収入総額                                     | 0        |
| 前年繰越額                                    | 0        |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成16年7月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部

敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 齋藤武司      | 斎藤たけし後援会  | 平成16. 6.25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年7月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内容                   |             |
|-----------|---------|-------|----------------------|-------------|
|           |         |       | 新                    | 旧           |
| 齋藤武司      | 上山市議会議員 | 公職の種類 | 上山市議会議員（候補者となるうとする者） | 上山市議会議員（現職） |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月27日

山形県知事 高橋 和雄

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地           | 規格   |                | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要           |                            |
|-------------|---------------|------|----------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------------|----------------------------|
|             |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |                   | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |        |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営太田町アパート3号 | 米沢市太田町五丁目1-10 | 2DK  | 平方メートル<br>60.3 | 1    | 特定目的用<br>(障・身障者用) | 19,300          | 23,400                     | 27,600                     | 31,900                     | 36,900                     | 42,300 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可                        |
| 同成島アパート1号   | 米沢市成島町三丁目2-96 | 3DK  | 58.0           | 1    | 一般用               | 15,000          | 18,200                     | 21,600                     | 24,900                     | 28,800                     | 33,000 |              |                            |
| 同中田第1アパート3号 | 米沢市中田町658-3   | 同    | 69.9           | 1    | 同                 | 22,800          | 27,700                     | 32,700                     | 37,800                     | 43,600                     | 50,100 |              |                            |
| 同関口アパート3号   | 南陽市宮内352-3    | 2DK  | 57.7           | 4    | 同                 | 19,900          | 24,100                     | 28,500                     | 32,900                     | 38,000                     | 43,600 |              | 単身可                        |
| 同           | 同             | 同    | 57.3           | 6    | 同                 | 19,700          | 23,900                     | 28,300                     | 32,700                     | 37,700                     | 43,300 |              | 同                          |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成16年8月2日から同月6日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年8月6日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成16年10月上旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|----------------|------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパー<br>ト2号 | 長井市台町3 -<br>2                | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,400<br>円             | 16,300<br>円                        | 19,200<br>円                        | 22,200<br>円                        | 25,600<br>円                        | 29,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 小国アパー<br>ト1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 12,500<br>円             | 15,200<br>円                        | 18,000<br>円                        | 20,700<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,500<br>円 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月2日から8月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成16年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
（山形県長井市高野町二丁目3番1号）

## 5 入居の時期 平成16年9月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年7月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパート1号  | 鶴岡市朝陽町6-25         | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 16,800                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,500                             | 30,400 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 茅原アパート3号B | 同 大字茅原<br>字草見鶴16-1 | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,400                  | 21,100                             | 25,000                             | 28,900                             | 33,300                             | 38,300 |                                    |
| 同 城南アパート2号B | 同 城南町9-30          | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,600                  | 22,600                             | 26,800                             | 30,900                             | 35,700                             | 41,000 |                                    |
| 同 未広アパート1号B | 同 未広町23-20         | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600                             | 48,900 |                                    |
| 同 未広アパート3号A | 同                  | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600                             | 48,900 |                                    |
| 同 新橋アパートB   | 酒田市新橋五丁目5-1        | 3DK  | 68.2                          | 1    | 同   | 24,100                  | 29,200                             | 34,600                             | 39,900                             | 46,100                             | 52,900 |                                    |
| 同 遊佐アパート    | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字田字10-2 | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 13,800                  | 16,700                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,400                             | 30,300 |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年8月5日から同月11日まで（ただし、郵送の場合は、平成16年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成16年10月上旬

平成16年7月27日印刷  
平成16年7月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056